

## 年金額は最終純所得の75%

(西ドイツ)



ドイツ年金保険協会 VDR の報告によると、1967年満65歳で老齢退職金を裁定された年金受給者は、労働者年金保険ではその最終純所得の約60%，職員保険では約65%を年金として受ける。この年金受給者は男子の場合で、64歳まで約50年間被保険者期間をもつ者を対象とする。これは VDR の1957年受給者統計で、受給者の平均純所得と平均受給額を比較したものである。ところで、最高課税

7クラスを除いて、最終純所得から租税および社会保険課金を除去し純所得に換算すると、労働者年金保険では男子老齢退職金受給者はその純所得の約75%，職員保険では約80%の年金を受けることになる。というのは、これらの年金は通常租税控除を受けないからである。女子についてはほぼ最終純所得の半ば2分の1となっている」。

*Sozialer Fortschritt*, Ht, 5-6, 1969.

邦政府農業計画の一環をなすもので、老齢年金を夫婦当たり月額 150 マルクを 175 マルクに、単身者 100 マルクを 115 マルクに引き上げ、拠出は逐次上げて、1972年までに 1 農家当たり月額 31 マルクにし、国がほぼ同額を出すものである。新たな給付として農地譲渡年金を設け、夫婦月額 275 マルク、単身者 180 マルクとする。農地譲渡年金は、経営農家で構造改善の目的で(農業経営を手離す60歳以上の者に対して与えられる)その経営を手離す農家で、普通は60歳を越した者に対し与えられる。ただし他の職業の斡旋あるいは再教育が不可能になった者は55歳で与えられる。この年金に要する費用は国がすべて負担し、1999年はこのため、1,200万マルクを予定される。

*Sozialer Fortschritt*, Ht, 5-6, 1969.

(安積銳二 国立国会図書館)

## 農家老人扶助の改善

(西ドイツ)

連邦政府は農家の老人扶助改善に関する法

案を連邦議会に提出した。これは1968年の連